



連合愛知

- ・ 労災の防止
- ・ 快適な職場
- ・ 心身の健康

センターだより

愛知県勤労者安全衛生研究センター
〒456-0002
名古屋熱田区金山町1丁目14-18
ワークライフプラザれあろ3F
TEL(052)684-0003
FAX(052)684-0303
連合愛知ホームページからも閲覧できます
<http://www.rengo-aichi.or.jp>

2019年4月から

「働き方改革関連法」が順次施行

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」が、平成30年第196回国会で可決成立し、日本の労働慣行は大きな転換期を迎えている。改正は2019年4月から順次施行されるため、労働組合としても内容を十分に理解し、働き手の視点に立った取り組みを進めていかなければならない。

「働き方改革関連法」の大きな柱は、“長時間労働の是正”と“雇用形態に関わらない公正な待遇の確保”である。労働者の多様な働き方の推進と生産性の向上、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との不合理な待遇差を解消させるための環境整備などに対する適切な対応が求められている。

【主な改正内容と時期】

時間外労働の上限規制の導入

<2019年（中小企業は2020年）4月1日～>

◆時間外労働の上限は

原則 月45時間、年360時間

- ◆臨時的な特別な事情があり、労使が合意する場合は年間6ヵ月まではこの上限を超えることが可能であるが、
①年720時間 ②単月100時間未満（休日労働含む）
③複数月平均80時間（休日労働含む）を超えることはできない。

※自動車運転業務、建設事業、医師等については5年間の適用猶予期間あり



労働者の労働時間の状況を客観的な方法（使用者自らの現認による確認、タイムカード・IDカードの記録等）で把握することを義務化！

年次有給休暇の確実な取得

<2019年4月1日～>

- ◆使用者は、10日以上有給休暇が付与されるすべての労働者に対し、**毎年5日、時季を指定して有給休暇を与えなければならない。**

※労働者本人の申し出による取得分も含む



一般的には、労使協定の定めによって企業が計画的に付与する対応が予想される（年休一斉行使）

産業医・産業保健機能の強化

<2019年4月1日～>

- ◆長時間労働による健康障害などを防ぐため、企業で働く産業医の権限が強化される。

※労働安全衛生法への追加規定

- ・ 事業者は産業医に対し労働者の労働時間に関する情報その他健康管理等を適切に行うために必要な情報として省令で定めるものを提供しなければならない。
- ・ 産業医は、労働者の健康を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対して労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。
- ・ 勧告を受けた事業者は、その勧告を尊重し、その内容等を（安全）衛生委員会に報告しなければならない。

正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止

<2020年（中小企業は2021年）4月1日～>

- ◆同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止される。**
- ◆派遣労働者については「派遣先の労働者との均等・均衡待遇」または「一定要件を満たす労使協定による待遇」のいずれかを確保しなければならない。
- ◆同一労働同一賃金の徹底を図るため、均等・均衡待遇を求める当事者が無料で利用できる裁判外紛争解決手段（行政ADR）も整備されることになっている。

勤務間インターバル制度の普及促進等

※努力義務 <2019年4月1日～>

- ◆事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定以上の休息時間の確保に努めなければならない。

その他の改正

- ◆高度プロフェッショナル制度の創設 (2019年4月1日～)
- ◆フレックスタイム制の拡充 (2019年4月1日～)
- ◆中小企業の割増賃金率の猶予廃止 (2023年4月1日～)

～改正法の詳細は厚生労働省ホームページ～

『働き方改革』の実現に向けて』を参照

安全衛生クイズ 基本編 16

事業者は、粉碎機及び混合機の開口部から転落することにより労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、ふた、囲い、高さが【 】以上の柵等を設けなければならない。

- ア. 70cm
- イ. 80cm
- ウ. 90cm



（労働調査会「労働安全衛生広報（別冊）」より）※答えと解説は裏面

労働安全衛生規則の一部改正

～ストレスチェック制度推進のために～

2015年12月1日に施行されたストレスチェック制度は、事業者に対し、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）や、検査結果に基づく医師による面接指導などを義務づけている。ストレスチェックの実施者は、ストレスチェックの結果を踏まえて面接指導の必要性を判断する者で、産業保健や精神保健に関する知識を持つ医師、保健師、必要な研修を修了した看護師、精神保健福祉士が行うものとされている。

今回の改正は、ストレスチェック制度の一層の推進を図るため、ストレスチェック実施者に“厚生労働大臣が定める研修を修了した歯科医師と公認心理師（公認心理師法に基づく国家資格）”を追加するものである。（2018年8月9日施行）

10月1日～7日は全国労働衛生週間 ストレスチェックに取り組もう

各事業所においては、全国労働衛生週間に合わせた労働者の健康確保のための取り組みを展開していることと思う。

平成29年度「過労死等の労災補償状況」の結果をみると、精神障がい等の労災請求件数は1,732件と5年連続で増加している。メンタル不調を発症すると長期の休職や退職に至ることも多く、人材確保が難しいなか、メンタルヘルス対策は各職場において大変重要な課題となっているのではないだろうか。

そこで愛知労働局では、全国労働衛生週間において「笑顔は、活力。」をキャッチフレーズに、ストレスチェックの普及・促進を図るよう各事業所に呼びかけている。

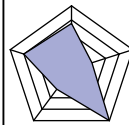


メンタルヘルス対策の第一歩はストレスチェックの実施。併せて労働者が安心して相談できる窓口の整備や集団分析による職場環境改善などの一層の推進が必要である。

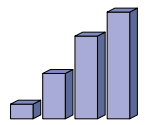
ストレスチェックの実施が法律で義務付けられているのは労働者数50人以上の事業場だが、50人未満の事業場については、地域産業保健センター（労働基準監督署管轄区域ごとに設置）の支援が受けられるので、積極的に利用してほしい。

地域産業保健センターの連絡先
愛知産業保健総合支援センターのHPから確認を

ストレスチェックの実施に関する相談窓口
愛知労働局健康課 ☎052-972-0256



データでみる 安全衛生



2018年7月に8人の死亡災害が発生！



昨年の県内における労働災害による死亡者数は44人に増加してしまったところであるが、本年は7月だけで8人が死亡し、憂慮すべき状況となっている。

うち2人については連日の記録的な猛暑による熱中症が原因であった。水分・塩分の補給やWBGT値（暑さ指数）に応じた作業の中断、異常を認めた時の速やかな救急隊要請など、状況に応じた熱中症対策の徹底を呼びかけたが、来年はさらなる周知徹底が図られるよう取り組みを強化しなければならない。

労働災害の原因の多くは基本的な安全管理の不徹底であり、暑熱環境においては労働者の注意力も低下することから、「安全な作業手順に基づく作業の実施」、「作業手順が作成されていない作業では、開始前に“危なさ”を確認して対応を図る」など、管理者による声かけを積極的に実施して、労働災害の防止に努めてほしい。

監督指導を実施した事業場の 約7割に法令違反！

愛知労働局は昨年、県内の14労働基準監督署が5,764の事業場の監督指導を実施した結果、約7割の事業場で労働基準法や労働安全衛生法の違反が指摘された。法改正の情報を常に把握し、各事業場において法違反がないか今一度確認してほしい。

労働安全衛生法の主な違反内容

- ◆常時雇用労働者に対して1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施していない。
- ◆深夜業など特定業務従事者に対して、配置換えの際および6月以内ごとに1回、定期に健康診断を実施していない。
- ◆労働者の身体の一部がはさまれ、巻き込まれる危険がある機械の原動機、歯車、ベルト等に覆い、囲いが設けられていない。
- ◆高さが2メートル以上の作業床、開口部に墜落の危険があるのに、手すりや覆いなどが設けられていない。

安全衛生クイズ基本編 ⑩

【答え】ウ

<労働安全衛生規則第142条第1項>

粉砕機や混合機の開口部から転落することにより労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、ふたや囲い、高さが90cm以上の柵などを設けることが義務づけられている（ふたや囲い、柵などを設けることが困難な場合で、労働者に安全帯を使用させるなどの措置を講じた場合を除く）。